

入札公告

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

2018年12月 6日

一般財団法人 光科学イノベーションセンター
理事長 高田 昌樹

1. 入札に付する工事

- (1) 工事件名 次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事
(2) 施工場所 仙台市青葉区荒巻地内 東北大学青葉山新キャンパス
(3) 工期 契約締結日翌日から2020年6月30日まで
(4) 工事概要 敷地造成 面積 54,600m²
構内道路撤去 L=311m、W=6.0m
構内道路付替 L=343m、W=6.0m
管理用道路新設 L=435m、W=4.0mまたは6.0m
雨水・汚水排水設備撤去復旧・新設 1式
防火水槽撤去復旧 1式
伐採・緑化工事 1式他
(5) 支払条件 前払および部分払
(6) 入札方式 条件付一般競争入札
(7) 落札方式 総合評価落札方式

2. 入札に参加できる者に必要な資格に関する事項

宮城県から建設工事執行規則（昭和39年宮城県規則第9号）第4条第1項の規定に基づく平成29・30年度建設工事競争入札参加登録（以下「登録」という。）を受けている業者で、原則として開札日当日において次の条件を満たしていること。

登録業種	土木一式工事	登録等級	宮城県経営事項審査格付等級 S等級、直近の総合評価値が1200点以上
事業所の所在地に関する条件	宮城県内に本社（本店）を有していること。		
施工実績に関する条件	2008～2017年度において5万m ³ 以上の土工量を伴う敷地造成の実績があること。		
配置技術者に関する条件	① 本工事の現場施工に着手できるまでに、建設業法（昭和24年法律第100号）の定めるところにより、当該工事入札参加業者と直接雇用関係にある主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）をこの工事現場に配置できること。 ② 配置技術者は、入札参加受付の手続きを行った日より3か月以上前から、入札参加業者と直接的な雇用関係ある者であること。 ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を取得している者であること。		
財務状況	直近会計年度の財務状況		
その他	宮城県入札後審査方式一般競争入札公告共通事項1に示すとおりとする。		

3. 入札担当

区分	担当者	住所
入札担当	一般財団法人 光科学イノベーションセンター 石橋	〒980-0021 仙台市青葉区中央2-9-10
工事担当	一般財団法人 光科学イノベーションセンター 和田	セントレ東北 11階 (一社)東北経済連合会内

4. 入札日程

手続等	期間・期日	場所・方法
設計図書等 (CD-R) の貸出	2018年12月6日(木)から 2018年12月17日(月)まで	仙台市青葉区中央2-9-10 セントレ東北 11F (一財)光科学イノベーションセンター
質問の受付	2018年12月6日(木)から 2018年12月17日(月)まで	電子メールにより送付 別紙4「質問送付先」 は 設計図書等(CD-R)に収録
回答書の閲覧	2018年12月25日(火)から 2019年1月8日(火)まで	仙台市青葉区中央2-9-10 セントレ東北 11F (一財)光科学イノベーションセンター 及びホームページ
入札書提出受付	2018年12月25日(火)から 2019年1月9日(水)まで (期間内に到着したもののみ有効。 配達証明付郵便に限る。)	郵送による。 郵送先 入札担当 (中封筒： 入札書、工事費内訳書 外封筒： 競争入札参加資格審査申請書(確認書類含む)、配置技術者届出書、価格以外の評価資料、技術提案書 等)
開札	2019年1月10日(木)	
入札結果の通知	落札を決定した日の翌日以降	落札者へ電話による通知 ホームページでの公表

(注1) 上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時までとする。

(注2) 設計図書等とは、当該工事に係る仕様書、図面及び契約条項をいう。

(注3) **ゴシック体かつアンダーライン**で記載した書類は、添付した様式等を使用する。

5. 入札方法等

- (1) 入札書の提出期限及び提出先は4の表に示すとおりとする。(入札書は、添付様式を使用する。)
- (2) 入札書は、入札参加資格を有するものが配達証明付郵便により提出受付期間内に4の表に示す郵送先に到達しなければならない。
- (3) 入札書の郵送は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ、封かんの上、入札者の名称及び入札に係る工事名並びに開札日を表記し、外封筒には入札書を同封した中封筒、その他の書類及び連絡担当者の名刺1枚を入れ、表に開札日及び入札書在中の旨を朱書きすること。なお、7.の工事費内訳書は印刷し、入札書を入れる中封筒に同封すること。
- (4) 1つの外封筒に2つ以上の中封筒を同封してはならない。
- (5) 入札書は、当財団のホームページの入札情報の質問・回答書の内容を確認の上で、郵送すること。
- (6) 持参及び電報、ファクシミリその他の電気通信による入札書の提出は認めない。
- (7) 提出受付期間外に到着した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。
- (8) 既に提出した入札書の訂正、差替え及び再提出は認めない。

6. 配置技術者届出書の提出及び取扱い

- (1) 入札書の提出に際し、当該工事を請け負う場合において、現場に配置する技術者

(配置技術者)に係る配置技術者届出書を外封筒に入れ提出すること。

- (2) 総合評価落札方式の場合、入札時に提出した配置技術者(監理技術者又は主任技術者)の変更は原則として認めない。

7. 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書については、設計図書等(CD-R)に収録されている工事費内訳書のファイル(別紙3「**工事費内訳書**」)に必要事項を入力し、入札書提出時に印刷物として中封筒に入れ提出すること。

8. 資格審査の提出書類

入札時、次の書類を外封筒に入れ提出すること。

- (1) 競争入札参加資格審査申請書
- (2) その他入札執行者が入札参加資格確認のため必要と認めた書類

9. 総合評価に必要な書類

- (1) 総合評価落札方式における価格以外の評価に必要な書類(以下「総合評価技術資料」という。)の提出を求める。
- (2) 総合評価技術資料として**様式4-1「価格以外の評価資料」**、**様式4-2「技術提案書」**を入札時に外封筒に入れ提出すること。
- (3) 開札後、落札候補者から総合評価技術資料に記載した内容についての確認資料の提出を求める。
- (4) 総合評価技術資料は返却しない。
- (5) 総合評価技術資料は公表しない。
- (6) 総合評価技術資料は、差し替え、再提出は認めない。
- (7) 総合評価技術資料の提出がないもの及び同資料に記載がないもの入札は無効とする。
- (8) 総合評価技術資料の記載内容が不明若しくは確認の必要があると認められる場合には、配置予定の技術者に対してヒアリングを実施することがある。
- (9) 提出を求める総合技術評価資料の作成に係る費用は、入札者の負担とする。

10. 落札者の決定方法

- (1) 入札価格が、予定価格の範囲内の価格をもって申込みしたもののうち、総合評価点が最も高いものを落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高いものが2人以上あるときは、入札価格が低いものを落札候補者とし、入札価格が同じ場合はくじ引きにより落札者を決定する。
- (3) 提出を求められ、提出した総合評価技術資料の確認審査において無効と判断した者を、落札者とはしない。
- (4) 落札者については、公表する。

11. 評価内容の履行の確保

- (1) 総合評価技術資料で提出された内容について、その履行が確保できなかった場合、その取扱いについて、当財団が内容、度合いにより対応を判断する。
- (2) 総合評価技術資料の施工計画等により施工が困難で工事費が増加する場合には、自然災害等の不可抗力による場合を除き設計変更は行わない。

12. その他

- (1) 当財団が特に指定したもの以外は、宮城県の入札後審査方式一般競争入札公告共通事項に示すとおりとする。
- (2) 入札公告の開始日から質問書に対する回答閲覧開始日まで期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。設計図書等を借用したものにその旨通知するので確認するとともに、質問への回答を確認のうえ、入札書を提出しなければならない。

添付資料

1. 競争入札参加資格審査申請書（様式 1）
2. 配置技術者届出書（様式 2）
3. 入札書（様式 3）
4. 価格以外の評価資料（様式 4-1）
5. 技術提案書（様式 4-2）
6. 設計図書等（CD-R）の貸出申込書及び誓約書（様式 5）
7. 設計図書等に関する質問書（様式 6）
8. 現場説明書【別紙 1】
9. 特記仕様書【別紙 2】
10. 設計図書等（CD-R）
 工事費内訳書【別紙 3】、質問受付先【別紙 4】、図面集（参考）

競争入札参加資格審査申請書
(一般競争入札)

2018 年 月 日

一般財団法人

光科学イノベーションセンター

理事長 高田 昌樹様

(申請者)

住 所

商号または名称

代表者

電話番号

F A X

2018年 月 日付で入札公告のあった「次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事」の入札に参加する資格について、審査されたく添付書類を添えて申請します。

なお、本入札に係る契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者でないこと、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約いたします。

＜本入札に係る入札参加資格条件有無の申告および判定表＞

入札参加資格条件の種類	本入札に係る参加条件	資格の具体事項	※判定
①事業所の所在地に関する条件	宮城県内(市町村名を記入)		
②登録業種	土木一式工事		
③登録等級	S等級(2017年度格付による)		
④宮城県経審点数(土木)	1200点以上(直近の総合評価値)		
⑤施工実績に関する条件	2008～2017年度に施工した契約書(写)の提出		
⑥配置技術者に関する条件	配置技術者届出書の提出		
⑦財務状況	直近会計年度事業報告書の提出		

※総合判定

(注)「※判定」欄および「※総合判定」欄には何も記載しないでください。

配置技術者届出書

平成 年 月 日

一般財団法人

光科学イノベーションセンター

理事長 高田 昌樹 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

下記の建設工事を請け負う場合に、入札公告に示された条件に従い工事現場に配置する技術者を届け出ます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 期 契約締結日の翌日から平成 年 月 日まで
- 3 着手指定日 平成 年 月 日 (※着手指定日があった場合に記入)
- 4 配置技術者

氏 名	年 月 日生		
営業所専任技術者該当の有無	有 ・ 無		
資 格	資格の名称 資格の名称	番号 番号	
他機関発注の 手持ち工事状 況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日		
工期が重複する場合等の 手持ち工事の対応	注(8)参照		
氏 名	年 月 日生		
営業所専任技術者 該当の有無	有 ・ 無		
資 格	資格の名称 資格の名称	番号 番号	
他機関発注の 手持ち工事状 況	発注機関 工事番号 工 事 名 請 負 額 従事役職 監理技術者・主任技術者・現場代理人・担当技術者 (専任・非専任) 工 期 平成 年 月 日から平成 年 月 日		
工期が重複する場合等の 手持ち工事の対応	注(8)参照		

- 注
- (1) 入札公告に示された条件に合致する資格の名称・番号等を記入すること。
 - (2) 入札執行者から提出を求められた場合は、記入した資格に係る資格者証、講習修了証、免許証、健康保険被保険者証等の写しを提出すること。
 - (3) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、配置技術者の氏名の後に、（施工箇所）または（工場等）と記入すること。
 - (4) 届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由による場合を除き、原則として認めない。
 - (5) 届け出た技術者を配置できない場合は契約を解除することがある。
 - (6) 営業所専任技術者該当の有無は、有または無のいずれかを○で囲むこと。
 - (7) 他機関発注の手持ち工事状況における従事役職は、監理技術者、主任技術者、現場代理人または担当技術者のいずれかを○で囲むこと。専任または非専任も同様にいずれかを○で囲むこと。
 - (8) 工期が重複する場合等の手持ち工事の対応についての記載例
 - ・平成○年○月○日までに最終の検査結果通知書が通知される予定。
 - ・同一工場内の製作なので兼務が可能。（この記載は工場製作を含む工事の場合に限る。）
 - ・平成○年○月○日までに手持ち工事の主任技術者の途中交代がされている。
 - (9) 工場製作等を含む工事で施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合の手持ち工事状況は、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで行われている場合は代表的な工事名等を記入のこと。

入 札 書

2018年 月 日

一般財団法人
光科学イノベーションセンター
理事長 高田昌樹様

住 所
商号または名称
代表者役職
氏 名 印

下記金額をもって請負いたいことから入札いたします。

記

1. 工事名 次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事
2. 工事場所 仙台市青葉区荒巻地内 東北大学青葉山キャンパス内
3. 入札金額(消費税等を除く)

十	億	千	百	十	万	千	百	十	毫

円也

※ 入札書に記入する日付は、開札日前日までの日付とします。(開札日ではありません。)

価格以外の評価資料

商号または名称：

代表者名：

印

評価の視点	評価項目	評価基準	配点	持ち点	評価点	
技術力	同種工事の経験（過去10年間） 10万m ³ 以上の造成工事の施工実績 （共同企業体での実績は代表企業での実績に原る）	実績なし	0.000	5.50		
		実績あり	0.250			
		宮城県内での実績	0.500			
	工事成績評定（過去5年間の平均）	75点未満または実績なし	0.000			
		75点以上78点未満	0.250			
		78点以上80点未満	0.500			
		80点以上82点未満	0.750			
		82点以上	1.000			
	優良建設工事施工業者表彰等 （過去5年間）	表彰実績なし	0.000			
		表彰実績あり（1回）	1.000			
		表彰実績あり（2回以上）	2.000			
	地理的条件	宮城県内に本社・本店が10年未満所在または所在なし	0.000			
		宮城県内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点80点未満 （過去5年間の平均）	1.000			
		宮城県内に本社・本店が10年以上所在かつ工事成績評定点80点以上 （過去5年間の平均）	2.000			
	配置する技術者の評価	同種工事の経験（過去10年間） 10万m ³ 以上の土工事（切土・盛土）の施工実績 （共同企業体での実績は代表企業での実績に原る）	実績なし	0.000	5.00	
			実績あり	0.500		
			宮城県内での実績	1.000		
		工事成績評定（過去5年間の最高評点）	80点未満または実績なし	0.000		
			80点以上82点未満	0.500		
			82点以上84点未満	1.000		
			84点以上86点未満	2.000		
86点以上			3.000			
継続教育（CPD）の取組状況		証明なし	0.000			
		証明あり（奨励単位の1/2未満）	0.250			
	証明あり（奨励単位の1/2以上奨励単位未満）	0.500				
	証明あり（奨励単位以上）	1.000				
地域性	宮城県内での災害時における地域貢献の実績	協定の有無	0.000	1.50		
		協定の有無	0.500			
		協定の有無	1.000			
	宮城県内での企業の社会的責任等（CSR）の実績（過去2年間）	実績なし	0.000			
		実績あり	0.500			
施工計画	技術提案	1.掘削土の工事現場内運搬時における安全管理に係る提案	3項目×6点（不適切は減点評価）	18.000	18.00	
		2.工程の短縮に係る提案				
		3.発生土処理に係る提案				
価格以外の評価点 計				30.00		

技術提案書

商号または名称

代 表 者 名

印

工 事 名	次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事
技 術 提 案 の 内 容	1. 掘削土の工事現場内外運搬時における安全管理に係る提案
	2. 工程の短縮に係る提案
	3. 発生土処理に係る提案

(注) 本内容は見積に反映させないこと。

設計図書等（CD-R）貸出申込書及び誓約書

一般財団法人

光科学イノベーションセンター

理事長 高 田 昌 樹 様

（申込者）

住 所

会社名

代表者氏名

⑩

下記工事見積もりの為、設計図書データ（CD-R 貸出 No. _____）の借用を申込みます。

なお、設計図書データ（CD-R）は必ず指定の日時まで返却し、下記工事見積もり以外には使用しないことを誓約します。

※貸出 No. は貸出時に記載します。

記

1. 工 事 名：次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事

2. 貸出期間： 年 月 日 時 分から

年 月 日 時 分まで

3. 担 当 者：所 属 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

F A X _____

E - m a i l _____

以 上

(一財)光科学イノベーションセンター

理事長 高田昌樹様

住 所 _____
 会 社 名 _____
 代表者名 _____

設計図書等に関する質問書

次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事の入札にあたり、下記の事項を質問いたします。

記

	資料・書類	頁	質 問 事 項
①			
②			
③			
④			
⑤			

質 問 書 に 係 る 連 絡 先	
担当部署 / 担当者	
電話番号 / FAX	
E-mail アドレス	

(注) 質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

現 場 説 明 書

1. 工事件名：次世代放射光施設建設工事のうち敷地造成工事
2. 工 期：自（契約締結日の翌日）～至 2020年6月30日
3. 現場説明日時：本説明書の添付をもって現場説明とする。
4. 現場説明（閲覧）場所：本説明書の添付をもって現場説明とする。
5. 現場説明に対する質問及び回答について
 - (1) 本現場説明書、仕様書、特記仕様書及び図面等に対する質問は、「設計図書等（CD-R）に関する質問書」【別紙 6】により提出すること。
 - (2) (1) の質問に対して、当財団指定の様式に沿わない場合は回答いたしません。
 - (3) 質問書提出期限：入札公告のとおり
 - (4) 質問書提出先：入札公告のとおり
 - (5) 回答日：入札公告のとおり
 - (6) 回答場所：入札公告のとおり

6. 説明事項

(1) 一般事項

- a. 本工事は、地域社会や自然との調和を図り、快適な施工環境を保ちつつ進めるとともに、建設工事の公共性を踏まえ、地域の生活環境、自然環境及び公害対策等について十分配慮の上、行うこと。
- b. 工事の内容は、設計図書及び工事費内訳書のとおりとする。
- c. 本工事の施工に当たっては現場の地形、地質、天文気象、周辺環境等当該工事に必要な項目を直接確認し、データを収集の上、対処すること。
- d. 本工事で発生する建設廃棄物のうち、宮城県内の最終処分場（中間処理施設経由の場合を含む。）に搬入される産業廃棄物については、宮城県の産業廃棄物税が課税されるので、適正に取り扱うこと。

(2) 宮城県建設工事元請・下請適正化要綱の遵守について

工事の実施に当たり、「宮城県建設工事元請・下請関係適正化要綱」を遵守し、特に下請負人の選定、下請負契約書の作成、下請代金の支払い等については、次のとおり適正に行うこと。

- a. 工事の一部を第三者に請け負わせようとするときは、あらかじめ承認を受けること。
- b. 一部下請負通知書の承認又は一部承認の通知を受けたときは、速やかに「下請指導責任者届」「下請契約にかかる書面の写し(原本照合)」「下請契

- 約書確認書」「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を提出すること。
- c. 全ての工事について、現場内の見やすい場所に施工体系図掲示し、適宜更新すること。
 - d. 建設業法に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を結ばないこと。

(4) 労働者の雇用について

建設労働者の雇用にあたっては、労働条件及び福祉向上を図るため、次の事項に留意するとともに、下請業者に対しても適切に指導すること。

- a. 労働基準法第89条に定める就業規則及び同法第108条に定める賃金台帳を整備するとともに、適正な賃金の確保を図ること。
- b. 法定労働時間(週40時間)を遵守し、休日の確保及び労働時間の短縮に配慮すること。
- c. 退職金制度及び各種保険制度への加入等労働福祉の改善に努めること。

(5) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度のうち、特に現場労働者に対する共済手帳の交付証紙の貼付等の履行を確保するとともに「建設業退職金制度適用事業主工事現場」のシールを工事現場に掲示することにより、建設労働者の福祉の向上と、建設業の健全な発展に寄与するよう、その徹底方について配慮すること。

(6) 労働災害防止について

当該工事の施工に際しては、労働災害を防止するため、現場において工事の内容に応じた安全訓練等を実施するとともに、次の事項に留意し、社内、関係機関と十分協議・打合せを行い、労働安全に配慮した工事の施工に努めること。

- a. 労働災害による事故は、墜落、転落、土砂崩壊、建設機械(目的外使用も含む)等に関係するものが多発しているので特に配慮すること。
- b. 交通安全については、工事現場、第三者及び社員の公私にわたっても事故防止に最善の努力をすること。
- c. 工事にあたっては、近隣住民等通行人の安全の確保にも努め、着手前に周知を行うこと。

(7) ダンプトラック等による過積載の防止等について

ダンプトラック等による資材等の搬入・搬出等については、次の事項に十分注意するとともに、下請業者に対しても十分指導すること。

- a. 工事用資材等の積載超過のないようにすること。
- b. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- c. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- d. さし枠装置又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカー等が、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- e. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下、法という)の目的に鑑み、法12条に規定する団体等の設立状

況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。

- f. 下請契約の相手方または資材納入業者の選定に当たっては、交通安全に関する配慮の欠けている者又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。
- g. 電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車輛等が工事現場に出入りすることのないようにすること。

(8) 暴力団等の排除について

- a. 請負者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- b. 請負者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- c. 請負者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。

また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

(9) その他

施工条件明示書等に記載のある事項以外の条件は次のとおりです。

- ・ 工事の実施に当たっては、監督員と事前に工程協議をすること。
- ・ 宮城県の土木部共通仕様書等、宮城県における施工基準を遵守した施工を行うこと。

参考：説明事項中に記載の要領、要綱等については宮城県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

— 特記仕様書 —

【別紙2】

施工条件明示書

工事番号	項目	工事名	発注者名	備考				
---		次世代放射光施設建設工事に伴う敷地造成工事	(一財)光科学イノベーションセンター					
条件		内容		施工方法				
1	共通仕様書の適用	本工事は、宮城県土木部制定「共通仕様書」を基本的に適用するほか、本特記仕様書により施工するものとする。 仕様書の記載内容の優先は、「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。 但し、受注者は契約後速やかに施工計画書を作成し、発注者より承諾を得られた後は優先を次の通り改めるものとする。 「施工計画書」「特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。						
2	主任技術者及び監理技術者(以下、配置技術者という。)の配置	平成 年 月 日 (「3 工程関係」に条件がない場合は、期日以前の着手も可能)						
(1)現場施工に着手する日の指定 (配置技術者の配置要件の特例) ※平成25年4月1日以降適用「現場施工の着手日を指定した工事における配置技術者の配置要件の特例について」	<input type="radio"/> ある							
	<input checked="" type="radio"/> ない	<input type="radio"/> ある	受注者が着手日を選択出来る工事(フレックス工事) 契約日から〇〇日以内 土木工事共通特記仕様書第1編1-1-4によること。					
	<input type="radio"/> ない	受注者は、現場施工に着手する日の指定がない限り、原則として、契約書に定める工期の初日から30日以内に現場施工に着手しなければならない。(共通仕様書第1編共通編第1章総則1-1-8)						
上記現場施工に着手する日の前日までの期間において、工事準備等を含め工事現場が不稼働であることが明確な場合は、配置技術者の工事現場への専任は要しない。								
3	工程関係							
(1)関連工事による施工時期の調整	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	後発注予定建築工事受注者と工程調整すること。					
(2)施工時期による制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	宅造法等関係法令の許可後および関係法令手続き完了後の着工となる。					
(3)関係機関等との協議の未成立	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	東北大学構内道路の切回しや電気・共同溝等の既設設備の取扱いは協議中である。					
(4)関係機関等との協議結果、特定条件の付加	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない						
4	公害対策関係							
(1)施工方法、機械施設、作業時間等の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	大学構内での作業である為、受注業者は大学の指示に従うこと。					
5	安全対策関係							
(1)交通安全施設等の指定	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	関係機関から条件を付された場合は速やかに監督職員と協議すること。					
(2)占用埋設物との近接工事による施工方法、作業時間の制限	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	既存道路部および周辺には埋設物が認められており、大学で使用中的のものもあることから、受注者は大学と協議すること。					
6	排水工関係							
(1)濁水、湧水処理のための特別な対策の必要性	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	工事において発生する排水等は関係法令に従い(排水基準を遵守の上、排水路等)適切に排水すること。					
7	建設副産物対策関係							
(1)共通事項	下記の処理・処分は設計積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、下記によらない場合は、監督職員と協議すること。 また、処理・処分に先立ち処分場等の受入れの可否を確認すること。なお、廃棄物の処理に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守すること(環境省または循環型社会推進課のHPを参照)。 工事現場内及び工事現場間で再利用する場合は、施工管理及び契約方法等について、施工計画打合せ時に監督職員と協議すること。							
			処理・処分場所	処理・処分方法	距離	制限時間		
(2)建設発生土(建設汚泥)	処理・処分	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	県南	仮置き整地程度	40 km	時 分 ~ 分	
(3)建設発生後以外の建設副産物	処理・処分	コンクリート塊	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	仙台市	中間処理	km	時 分 ~ 分
		アスファルト塊	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	仙台市	中間処理	km	時 分 ~ 分
		建設発生木材	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	仙台市	中間処理	km	時 分 ~ 分
		建設汚泥	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			km	時 分 ~ 分
		その他	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない			km	時 分 ~ 分
(4)再生材の利用	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	種類・数量	再生砕石				
8	現場のイメージアップ	内容						
	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	イメージアップの具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に明記し、監督職員と協議すること。					
9	品質証明							
(1)品質証明書及び施工プロセス品質確認チェックリストの対象	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	請負工事費が、1億5千万円以上の工事および発注者が必要と認める工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。 受注者は施工計画書に明示すること。					
(2)施工プロセス品質確認チェックリストの対象	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	上記に該当せず、請負工事費が1億円以上の工事。 土木工事共通特記仕様書第3編1-1-9および品質証明実施要領によること。 受注者は施工計画書に明示すること。					
10 標準的な設計図書による発注方法	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第3編1-1-14によること。					
11	資材関係							
(1)生コンクリート	生コンクリートの使用に当たっては、「宮城県生コンクリート品質管理監査会議」が交付する「品質管理監査合格証」を有する工場の製品、又は同等以上の品質管理を行っていることが認められる工場の製品を使用すること。							
(2)購入土	購入土を使用する場合は、材料承諾時に「採石法第33条による採取計画認可書の写し」、又は「砂利採取法第16条の採取計画認可書の写し」を提出すること。							
(3)宮城県グリーン製品の利用	必須	1. 植生基盤材等、視線誘導標、型枠用合板は、原則として宮城県グリーン製品を用いること。						
	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	2. 盛土材、埋め戻し材					
	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	3. その他()					
「宮城県グリーン製品」利用促進指針によること。 「宮城県グリーン製品」を使用した場合は、受注者は環境政策課HPより「チェックリスト」をダウンロードし、使用材料や数量等を入力後、工事完了後に監督職員に提出(電子メール)すること。	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	4. その他()					
	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない						
(4)県内産品の使用	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、「県土木部発注工事における県内製品優先使用の施行要領」の対象工事ではない。但し、受注者は施工計画書に使用予定を明示し、優先使用を促進すること。					

12 その他			
(1) 舗装の下請け制限について	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	土木工事共通特記仕様書第1編1-1-3によること。
(2) 「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は「ダンプ土砂運搬等下請を行う工事における工事費内訳調査」の対象工事であり、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する他、ダンプ土砂運搬等下請負契約に関する関係書類を提出すること。 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む)も同様の義務を負う旨を周知すること。
(3) 三者会議の対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、工事着手前等に当該工事の発注者、施工者、詳細設計等を担当した設計者が参加して、設計図書と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者会議」を設置する対象工事である。土木工事共通特記仕様書第3編1-1-5によること。
(4) 貸与資料の有無	<input checked="" type="radio"/> ある	<input type="radio"/> ない	本仕様書によるもののほか、工事施工に関して必要な資料として工事契約後下記の資料を貸与する。 貸与資料(測量成果、地質調査報告書 等)
(5) 発注者支援(工事監督支援業務)対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	工事監督支援業務の受注者が現場監督支援する場合、工事受注者対し「工事打合せ簿」により担当技術者(所属会社等名・氏名)の通知を行うこと。
(6) 工事写真の電子化の対象の有無	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	本工事の工事写真の作成は、原則として、デジタル写真管理情報基準(案)に基づき電子とすること。ただし、予定価格が8,000万円未満の場合は、監督員との協議により、従来の紙による作成も認めることとする。
(7) 工事実績情報システム(コリンズ)登録			受注者は、工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し登録申請を行うこと。
(8) 工事書類の簡素化の施行について	<input type="radio"/> ある	<input checked="" type="radio"/> ない	1. 本工事は、工事書類の簡素化を目的とした試行対象工事である。 2. 「宮城県土木部における工事書類簡素化一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合せ簿、材料確認書、段階確認書、立会願、夜間・休日作業届の書類 を提出については、電子メール活用を基本とする。 3. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

東日本大震災に伴う特例制度

項目	条件	内容	施工方法	備考
13 積算基準及び設計単価の適用期日				
(1) 積算基準及び設計単価の適用について	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	積算基準及び設計単価は公告日の前月の基準及び単価としている。		
(2) 工事請負契約締結後における設計単価の変更	<input checked="" type="radio"/> ある <input type="radio"/> ない	本工事は、当初工事請負契約締結後において、契約日を基準日として設計単価の設計変更を行うこととする。 なお、設計変更の対象は、資材単価・労務単価及び機械単価等の設計単価とする。		
14 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更の運用				
(1) 労働者確保に関する積算方法の試行工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	<p>1 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象間接費」という。)について、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて最終積算変更時点で設計変更する「労働者確保に関する積算方法の工事」である。</p> <p>営繕費:労働者送迎費、宿泊費、借上費 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>2 本工事は、予定価格の算出の基礎とした設計額(宮城県土木部においては、土木工事標準積算基準に基づき算出した額)における実績変更対象間接費の割合は次のとおりである。 1) 共通仮設費(率分)に占める実績変更対象間接費(労働者送迎費、宿泊費、借上費)の割合: <u>11.84%</u> 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費(募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、<u>1.45%</u></p> <p>3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「労働者確保に係る実績報告書(様式1)」及び実績変更対象間接費について実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書のないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。</p> <p>4 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。</p> <p>5 発注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、受注者が実績変更対象間接費について実際に支払った額のうち証明書類において確認された費用から、宮城県土木部においては土木工事標準積算基準(宮城県土木部)に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって設計変更を行うものとする。</p> <p>6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。</p> <p>7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。</p>		
(2) 労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、「労働者宿舍設置に関する試行要領」(以下試行要領)の対象工事である。 労働者宿舍の設置を希望する場合については、「試行要領」に基づき監督職員と事前に協議すること。		
15 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更				
(1) 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	<p>下記の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費及び輸送費に要した費用については、証明書類(契約書及び納品書等)を添付するものとする。なお、添付する証明書類(契約書及び納品書等)は原本を提示(写しの提出)とし、受注者名、納品者名、使用資材名、規格・形状、使用(納品)日、使用(納品)数量等が記載されている物を監督員に提出し、その費用について設計変更することとする。</p> <p>購入費の対象は、生コンクリート・アスファルト合材・石材等(山砂、碎石、捨石、被覆石等)とする。輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板等)とする。</p>	<p>受注者は、購入費及び輸送費を変更したい場合は、「工事打合せ簿」に次の事項を記載し発注者に提出し協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域内及び基地に、建設資材がないことを証明する資料(打合せメモ等) 2 遠隔地から購入及び輸送する建設資材の名称・規格及び製造・生産工場の名称(使用材料の建設資材名及び規格・形状等の証明資料「品質証明」) 3 遠隔地から建設資材を購入及び輸送する理由 4 製造・生産工場を選定した理由 5 見積もり書 6 その他、必要と思われる事項 	
16 施工箇所が点在する工事の間接費の積算				
(1) 施工箇所が点在する工事積算方法の試行の対象工事	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、「○○地区(施工箇所○○、○)、△△地区(施工箇所○○)、□□地区(施工箇所○○)(以下、対象地区という)」ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事積算方法の試行」の対象工事である。	本工事における共通仮設費の金額は、対象地区毎に算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、対象地区毎に算出した現場管理費を合計した金額とする。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、対象地区毎に設定する。	
17 その他				
(1) 機械損料の補正について	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	本工事で使用するブルドーザ(リッパ装置付きブルドーザを除く)、バックホウ、ダンプトラック(建設専用ダンプトラックを除く)については運転1時間(日)当たりの損料に105/100を乗じている。		
(2) 土砂等建設資材を供給元で引取る場合の積算の取扱い	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	・本工事の施工において、調達(購入)する予定の○○の設計単価は、現場持込価格(単価)としている。 ただし、契約後、施工計画に基づき、○○の調達条件について異なる場合は、監督職員と協議すること。 ・資材搬入において、標準作業以外の作業(現場外の仮置き等)が生じる場合は、監督職員と協議すること。		
(3) 東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行について	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	<p>間接工事費(共通仮設費及び現場管理費)について、工事量の増大による資材やダンプトラック等の不足による作業効率の低下等により現場の実支出が増大し、積算基準による積算と乖離が生じていることが確認されたため、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じている。</p> <p>補正係数 共通仮設費:1.5 現場管理費:1.2</p>		
(4) 現場代理人の常駐義務の緩和措置	<input type="radio"/> ある <input checked="" type="radio"/> ない	この工事は、「東日本大震災に伴う復旧・復興工事等における現場代理人の常駐義務の緩和措置について」の該当工事である。		

特記事項

1 総則					
(1) 施工計画書	施工計画書の施工工程表はネットワーク等を活用しわかりやすい工程表を作成すること。				
(2) 段階確認	段階確認(検査)は、監督職員と協議の上決定し、施工計画書に反映させること。				
(3) 設計図書の確認	設計図書は事前測量前に確認し、疑義があれば監督職員と協議すること。設計図書と現地が異なる場合には、甲乙協議をし、決定するものとする。				
2 材料					
(1) 使用材料	仕様書、数量計算書に記載のとおりとするが、下記同等品以上とすること。				
	工種	材料名	規格,備考		
3 土工					
(1) 残土処理	①残土処理は、県南地内(40km)のヤードへの仮置きを予定しているが、残土搬出先は今後の他機関との調整等により変更となる可能性がある。その場合、設計変更の対象とする。				
4 伐採除根工					
(1) 伐採除根範囲	伐採除根の実施範囲については、監督職員と現地立会の上、決定し、設計変更協議の対象とする。枝条、根処理にかかる当初設計数量は、過去の実績数量に基づき想定し計上していることから、処分後、実績数量(マニフェスト)に基づき設計変更の対象とする。				
(2) 伐採除根処理	処分については、枝葉及び根を処分とし、幹については所有者と協議中であり、変更となる可能性はあるが、処分計上する。				
5 仮設工					
(1) 仮設工	当該工事における仮設工は任意仮設である。施工計画書作成時に詳細な仮設計画を作成し、監督職員に提出すること。また、本設計と異なる仮設工を検討する場合は、監督職員へ書面にて協議(承諾)すること。現地精査の結果に基づき、設計変更の対象とする場合がある。				
(2) 借地	発注者側で指定する構内工事用地以外の用地を使用する場合の土地借地料、補償料は、すべて受注者が負担するものとする。				
(3) 作業ヤードについて	残土の仮置場として敷地内を想定しているが、仮置きに関する費用は受注者の負担とする。これによることが困難な場合や、借地、伐採等が必要な場合は協議すること。				
6 関係者との調整					
(1) 住民等への配慮	工事に先立ち、近隣の関係者に立入の承諾を得るとともに、チラシ等により工事に関する周知を行うこと。				
7 参考図書について					
(1) 共通仕様書、マニュアルについて	共通仕様書	平成29年10月1日以降適用	(最新版)	宮城県土木部事業管理課ホームページからダウンロードし利用すること。	
	土木設計施工マニュアル	平成29年3月1日以降適用			
(2) 提出書類の様式について	各種提出書類の様式については、共通仕様書最新版の様式を利用すること。使用する様式は『宮城県』を『光科学イノベーションセンター』と改めて使用すること。				

8 その他			
(1)その他	土砂等の運搬にあたり施工箇所と現道出入口、運搬経路上重要と思われる箇所、また、残土受け入れ地等に交通誘導員を配置すること。		
(2)その他	監督職員は設計変更に際し、必要な測量作業、設計図書、数量計算書の作成について協力依頼することがある。		
(3)その他	受注者は工事に利用する道路は常に補修、清掃を行い工事完了時には原形復旧を行うこと。また、既設構造物に損傷を与えた場合は監督職員へ報告し、復旧すること。		
(4)その他	その他、関係機関等から時間的制約条件を付された場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。		
(5)その他	本仕様書に定めのない事項あるいは疑義が生じた事項については、監督員と打合せ、協議の上施工すること。		
(6)その他	宅造法等の許可条件に基づき実施される検査に必要な写真や資料の作成に協力すること。		
(7)その他			
	<p>暴力団等の排除について</p> <p>(1) 請負者が、この契約の履行期間中に宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。)別表各号に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。</p> <p>(2) 請負者は、排除要綱別表各号に該当し、本県から指名停止措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱別表各号に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。</p> <p>(3) 請負者は、この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。</p> <p>なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。</p>	別表各号参照	

別表

措 置 要 件	
1	登録業者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
2	登録業者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)の威力を利用するなどしていたと認められるとき。
3	登録業者又はその役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
4	登録業者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
5	登録業者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

注) 使用人が、登録業者のために行った行為は、登録業者の行為とみなす。